

速報版

企業の契約などに影響があります。対応の必要性をご確認ください

120年ぶり民法（債権法）改正の主なポイント

公布から3年以内に施行（2020年目途）

経済取引の高度化・複雑化に対応しつつ、分かりやすくするため、民法が改正されました。企業では、契約書、リスク管理、業務手順などに影響が出る可能性がありますので、社内での確認や、必要に応じて専門家へご相談されることをお勧めします。

1. 売掛金などの債権の時効期間が変わります！

現行

種類が多く複雑

改正後

通常のビジネス上の債権は、原則5年に統一されます！

債権の種類		時効期間
私人の間の債権		10年
ビジネス上の債権		5年
職種別 (例)	工事関係等	3年
	弁護士報酬等	2年
	飲食代金等	1年

時効期間

以下の短い方

【主観基準】権利認識後 5年

【客観基準】権利発生後10年

※不法行為による損害賠償請求権などの例外があり、また貸金債権(2年)など一部の特別法の規定は現行のまま維持されます。

2. 法定利率が柔軟になります！

現行

年5%で固定
(商取引は6%)

改正後

金利や物価など経済情勢を考慮して
3年毎に利率を見直します！

※法改正時は3%。利率は契約開始から終了まで固定されます。

⇒法定利率が引き下げられれば、損害賠償額や、保険の補償額などの金額が上がります。

3. 約款についての規定が新設されます！

現行

規定なし

改正後

民法に約款に関する規律を新設！

- (1) 約款を契約に使用することの合意をするか、予め表示しなければ、無効です。
- (2) 信義則に反して相手方の利益を一方的に侵害するものは、無効です。
- (3) 以下の場合、相手方と合意がなくても約款の内容を変更できます。
 - ① 約款の変更が相手方の利益になるとき
 - ② 変更内容が合理的であるとき

4. 個人保証の要件が厳しくなります！

(1) 事業資金が主な債務となる個人の保証契約

現行

制限なし

改正後

個人保証契約について、保証人になろうとする方が、公証役場に出向き、保証人が負う責任について理解したことを公正証書で示す必要があります。！



以下の方が保証人となる場合は公正証書は不要です。

- ①主たる債務者(借主)が法人の場合：**理事・取締役・執行役**又はこれに準ずる方、法人**議決権の過半数**を有する方。
- ②主たる債務者(借主)が個人の場合：事業の**共同経営者**、主な債務者の事業に現に従事する**配偶者**

(2) 個人根保証契約

保証人が個人である根保証契約は、**極度額を書面等で合意しない限り、無効**となります。

(3) 情報提供義務

債務者は保証委託時に、保証人に対し**財産状況等の情報提供義務**が課されます。

5. 敷金の取扱いや修繕関係の権利義務が法律上明確になります！

「当社は新オフィスへ引越し予定。現在の賃貸オフィスのオーナーより、『敷金から修繕費用を控除する』と言われたけれど、全額が当社の負担になるのかな？」



(1) 敷金制度の明文化

現行

敷金に関する記載なし

改正後

法律上に、敷金の定義、返還の要件などを明記！

(2) 原状回復義務

通常の使用による損耗や経年変化は、**原状回復義務の範囲外**であることが明確化されます。

(3) 修繕に関する責任

賃借人(借主)は、自身の故意や過失により生じたキズなどについては**修繕義務**を負います。

6. その他

上記の他にも、ビジネスに関係する多くの項目で変更がありました。

- 禁止特約がある場合の債権譲渡に関する規定の新設
- 合意による時効の完成猶予制度の新設
- 契約成立時に債務履行が不能であった場合の損害賠償に関する規定の新設
- 錯誤や代理の取扱いの変更
- 連帯債権・連帯債務に関する規定の明文化
- 金銭消費貸借契約における契約成立要件の変更
- 売買目的物に瑕疵があった場合の売主の責任内容の変更
- 請負報酬の請求や請負人の責任 など

もっと詳しく知りたい方は

竹原商工会議所の専門家無料相談会(法律相談)等、是非活用ください。

また、以下のウェブサイトでは条文・解説等をご確認ください

【法務省】 <http://www.moj.go.jp/>

【担当】 竹原商工会議所 中小企業振興課

TEL: 0846-22-2424 / FAX: 0846-22-2038 / e-mail: info@takecci.net